

四條畷市公共用地境界確定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路、河川、法定外公共物等（以下「公共用地」という。）の境界確定事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「境界確定」とは、公共用地とこれに隣接する土地（以下「協議地」という。）との境界全部（特別な理由がある場合は一部）について、市長と協議地所有者及び相隣地所有者（必要に応じて地元関係者及び協議地の対側土地所有者）が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(境界確定の協議者)

第3条 境界確定の公共用地に隣接する土地の全部事項証明書の所有者の協議依頼に基づいて行うものとする。なお、次の各号に掲げる場合は、それぞれに定める者の協議依頼に基づいて行うものとする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者の委任（様式第3号）を受け1名で協議依頼することができる。
- (3) 区分所有建物の敷地の場合で、管理組合等の定款、議決等により共有者を代表する者に処理権限が与えられている場合は、当該代表とする者とする。
なお、代表者の記載がない場合は、役員会の議決等、管理組合として必要な意思決定手続きが執られていることを確認した上で受け付けるものとする。
- (4) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員。ただし、遺産分割協議書等が存在する場合は、その内容による相続人。
- (5) 土地所有者が、未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人とし、協議依頼書には所有者が記名の上、法定代理人が併記押印し、法定代理人であることを証する書面を添付すること。
- (6) 土地所有者の住所が遠隔地又はその他の特別な理由により依頼に支障がある場合は、土地所有者の委任（様式第3号）を受けた者が、土地所有者に代わって依頼することができる。
- (7) 都市計画法に基づく開発行為等を施行しようとする場合、その他特別な理由がある場合には、施行者が土地所有者に代わって依頼することができる。
ただし、土地所有者の委任（様式第3号）を受けて行わなければならない。
- (8) 公共事業施行のために境界確定を必要とする場合は、土地所有者の委任（様式第3号）を受けた当該公共事業の施行主体とする。

(境界確定の手続き)

第4条 境界確定の協議依頼をしようとする者(以下「協議依頼者」という。)は、「公共用地境界確定協議依頼書」(様式第1号。以下「協議依頼書」という。)に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 委任状
 - ① 協議者に代わり事務を代行する場合(様式第3号)
 - ② 協議地所有者に代わり協議依頼を行う場合(様式第4号)
- (2) 印鑑登録証明書(協議者が個人の場合)
- (3) 印鑑証明書(協議者が法人の場合)
- (4) 代表者事項証明書又は商業登記事項証明書(協議者が法人場合)
- (5) 土地全部事項証明書
- (6) 土地調書(協議地、対側地、及び関係土地)
- (7) 法務局備付けの地図(公図)の写し
- (8) 地積測量図の写し(協議地、対側地、及び関係土地)
- (9) 位置図(協議地の付近の地図)
- (10) 現況平面図(縮尺250分の1以上)
- (11) 横断面図
- (12) その他市長が必要と認める図書

(境界確定事務の代行)

第5条 協議依頼者は、境界確定に係る事務を第三者に代行させることができる。この場合協議依頼者は当該第三者(以下「代行者」という。)に行わせる事務を記載した委任状(様式第4号)を協議依頼書に添付しなければならない。

2 代行者は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補とする。

(審査及び受理)

第6条 市長は、協議依頼書の提出があった場合は、記入事項及び添付書類を審査し、要件を満たしていると認めた場合に協議依頼書を受理する。

なお、要件を満たしていないものについては、協議依頼者又は代行者が補正を行い、要件を満たした場合にこれを受理する。

(受理できない協議依頼書)

第7条 協議依頼書を受理することが適当でないと認められる次に掲げる各号の場合は、協議依頼書を受理しないものとする。

- (1) 協議地が所有権確認、境界確定等の係争中の土地。
- (2) 法務局備付地図(公図)と現況が相違している土地。
- (3) 国土調査法に基づく地籍調査が完了している場合。ただし、建設課所管の公共用地と筆界未定の場合及び地籍調査の成果が法務局送付後、新たに公共用地が発

生した場合には受理するものとする。

(4) その他、前記以外で疑義があるとき。

(事前調査)

第8条 協議依頼書を審査し受理したときは、現地立会に先立ち、当該協議依頼に係る土地及び隣接地等について既境界確定の有無などの確認、道路台帳、公図の写し、地積測量図等、境界確定協議を行うにあたって必要な調査を行うものとする。

(現地立会)

第9条 市長は、現地立会の実施にあたっては、協議依頼者の立会を求めるものとする。この場合において、必要に応じて隣接土地所有者及び対側土地所有者、その他利害関係人の立会を求めるものとする。

ただし、相隣地及び対側地において境界確定されており、かつ現地で境界標若しくは境界点を確認できる場合は、立会を省略させることができる。また、対側地については以下に掲げるいずれかに該当する場合は立会を省略することができる。

- (1) 対側土地において過去に境界確定がなされており、対象となる公共施設と対側地との境界が確定しており、その境界線が確認できる場合
- (2) 協議地・対側地の隣接公共施設（道路等）の構造物が明確な場合 なお、個人のブロック塀等は、道路構造物ではないので対側土地所有者の同意が必要
- (3) 対側地について、地積測量図が備え付けられており、かつ、座標値及び引照点距離などの数値資料がある場合（辺長のみは不可）や、地積測量図に記載してある境界標が現地に埋設してある場合
- (4) 上記のほか、立会時等において市が省略できると判断した場合

2 現地立会は、土地所有者及び利害関係人のほか、参考人として、地元代表者、必要に応じて水利組合関係者、農業委員関係者の立会を求めるものとする。

3 前項に規定する地元代表者及び地元関係者にあつては、境界確定が市の所有地である公共用地又は協議地の相隣地がすでに境界確定されており、かつ現地で境界標若しくは境界点を確認できる場合は、立会を省略させることができる。

(立会調書)

第10条 現地立会の際、関係者は、市長の求めに応じて、立会調書に住所及び氏名を記載する。

(不調事案)

第11条 協議依頼者と境界の確認が得られなかった場合は、不調とする。なお、不調となったときは、市長は、協議依頼者に対し「境界確定不調通知書」（様式第5号）にて通知するものとする。

2 協議依頼者と境界確認が得られた場合であっても、隣接土地所有者、対側土地所有者

並びにその他の利害関係人の承諾が得られなかった場合は不調とする。

(境界点の標識の設置)

第12条 協議依頼者又は代行者は、境界が確定した場合は、現地において次に掲げる各号により境界標を設置しなければならない。

- (1) 境界点標識は、立会時に設置された仮標識に替え永久的な境界点標識とするものとする。
- (2) 境界点標識は、公共用地で構成された敷地の境界を示すもので、移動や破損が生じないよう堅固に設置しなければならない。
- (3) 設置する境界点標識は、特別な場合を除き、本市が指定する境界標とし、現地の状況によりその種類を判断して用いるものとする。
- (4) 特別な場合を除き、設置した境界点1点につき2点以上の引照点を設置し境界点の控杭とする。
- (5) 引照点は、付近(官地内)の固形物に恒久的な印をするか、これがない場合は、永久的構造物若しくは公共構造物に鉤等を現地に設置する。

(必要書類の提出)

第13条 市長は、現地立会の後、次に掲げる書類を求めるものとする。

- (1) 現況写真(境界確定線を朱線記入)
- (2) 境界確定における境界標識及び引照点の写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

(境界確定図の作成)

第14条 協議依頼者は、第9条の規定による現地立会を行い境界確認が終了したときは、次の各号に基づき境界確定図を作成し、3部提出するものとする。

- (1) 境界確定図は作成後、関係者の押印前に、写し(下見図)を提出し担当者の確認を受けなければならない。
- (2) 境界確定図原本に協議地の土地所有者は、土地地番及び住所氏名を署名するものとする。また、隣接地、対側地の土地所有者においては、土地・地番・住所氏名を自署し押印する。ただし、協議地の土地所有者が第3条第1項各号に該当する場合はそれぞれが定める者すべてが記名のうえ、実印を押印するものとする。
- (3) 地元関係者の立会がある場合は当該地元関係者の押印を必要とする。
- (4) 境界線は将来も現地復元が可能なものとして朱記することとし、境界点及び引照点の座標、各引照点から各境界点までの距離を記載すること。
- (5) 確定用図書が複数枚にわたる場合には、そのすべてを協議依頼者が割印をすること。
- (6) 測量者氏名、資格及び登録番号並びに測量年月日を記入して測量者が押印するものとする。

(7) その他市長が必要と認める事項については、適宜記入を求めることができる。

(関係者の承諾)

第15条 現地表示した境界点及び境界線について、協議が成立したときは、境界確定図に承諾（協議依頼者・隣接者・対側者・地元関係等）の自署押印したものを提出するものとする。ただし、第9条にて立会を省略した関係者については、承諾を省略することができる。

2 協議地所有者が個人の場合は実印、共有地の場合は共有者全員の実印（ただし、様式第3号の委任状があるときは、その受任者のみで可）、法人の場合は代表者の登録された印とする。

3 協議地所有者が死亡している場合は相続関係説明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したものを）を添付の上、相続人全員の実印（ただし、様式第3号の委任状があるときは、その受任者のみで可）とする。

4 隣接土地所有者及び対側地土地所有者が共有の場合、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、関係説明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したものを）を添付するものとする。

5 隣接地土地所有者及び対側地土地所有者が個人の場合は認印、死亡している場合は、相続人とする。なお、相続人が多数あるときは、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、相続関係説明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したものを）を添付するものとする。

6 第9条において地元関係者の現地立会を省略した場合、地元関係者の承諾を省略することができる。

(境界確定指令図の交付)

第16条 市長は、境界確定図を作成した後、「公共用地との境界明示について（指令）」（様式第6号）を添付した境界確定図のうち、1部を保有し、1部を協議依頼者に交付するものとする。

(協議依頼書の返却)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、協議依頼者又は委任権限を受けた代理人に対して、「取下げ書」（様式第7号）の提出を求めたうえ、「公共用地境界確定協議依頼書の返却について」（様式第8号）に協議依頼書を添付して返却するものとする。なお、取下げ書の提出に係る手続きを第三者（代行者）に委任する場合は、委任状（様式第12号）を添付しなければならない。

- (1) 境界について協議が成立しなかった場合
- (2) 隣接土地所有者等の同意が得られなかった場合
- (3) 補正を求めたにも関わらず相当日数が経過しても補正されない場合
- (4) 現地立会后、境界確定図が6ヶ月経過しても提出されない場合

ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない

- (5) 協議依頼者の申出により取下げる場合
- (6) その他境界を確定することができない場合

(協議依頼書の破棄)

第18条 市長は、前条の規定する状態にあるもので、協議依頼書返却の旨を伝えたにも関わらず相当日数を経過しても取下書の提出がない場合、若しくは協議依頼書返却の旨を伝えることができない場合には、協議依頼書を破棄することができる。

(再境界確定の協議依頼)

第19条 市長は、既に境界確定の行われた箇所においては、再度の境界確定のための協議には応じないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、隣接土地所有者全員の承諾（同意）が得られたときはこの限りでない。

- (1) 境界を変更すべき合理的な事情があると認められるとき。
- (2) 境界の復元が現地において著しく困難であるとき。

(境界確定図の再交付申請)

第20条 境界確定が既に成立しているものについて、再交付が必要な場合は、再交付を必要とする土地の所有者の申請に基づいて行うものとする。なお、第3条の各号に掲げる場合には、それぞれに定める者の申請に基づいて行うものとする。

(境界確定の再交付申請手続き)

第21条 境界確定の再交付を申請しようとする者（以下「境界確定再交付申請者」という。）は、「公共用地境界確定再交付申請書」（様式第2号。以下「境界確定再交付申請書」という。）に次の各号に掲げる図書を添えて、これを市長に提出するものとする。

なお、境界確定の再交付申請に係る手続きを第三者（代行者）に委任する場合は、委任状（様式第9号）を添付しなければならない。

- (1) 委任状
- (2) 印鑑登録証明書（申請者が個人の場合）
- (3) 印鑑証明書（申請者が法人の場合）
- (4) 代表者事項証明書又は商業登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- (5) 土地全部事項証明書
- (6) 法務局備付けの公図の写し
- (7) 位置図
- (8) その他市長が必要と認める図書

(境界確定の再交付書の交付)

第22条 市長は、境界確定再交付申請書を受領し、これを適当と認めたときは、「公共

用地との境界明示の再交付について」(様式第10号)に境界確認図を合綴して境界確定再交付申請者に交付するものとする。

(解約の申出)

第23条 市長は、既に境界確定の行われた箇所においては、再境界確定の協議には応じないものとする。ただし、既に確定した境界線を現地において復元することが著しく困難と認められる場合、又は境界を変更すべき合理的な根拠があると認められる場合に、当該協議地所有者は、市長に「境界確定解約申出書」(様式第11号)を提出し、新規境界確定の協議依頼を行うことができる。なお、解約の申出に関する手続きを第三者に委任する場合は委任状(様式第13号)を添付しなければならない。市長は解約をすることを決定した場合、「境界確定解約通知書」(様式第14号)を申出者へ通知するものとする。

(定めのない事項)

第24条 この要綱に定めのない事項について市長が定める必要があると認める場合は、協議地所有者と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。